

地方自治法第199条第14項の規定により、延岡市長から令和2年10～12月に実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年4月1日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 林 田 淳 子

同 長 友 幸 子

文書指摘事項に対する措置状況（令和2年10～12月定期監査実施分）

企画部

企画課

文書指摘	<p>物品売払代金の収納に関する事務</p> <p>高速道路開通記念ポストカード及びピンバッジの物品売払代金については、市の歳入であるが、その販売及び代金の収納事務については、延岡市役所売店に一部委託している。</p> <p>市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び延岡市財務会計規則第54条の規定に基づき、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、その事務手続きが行われていなかった。</p> <p>今後は、法令等に基づく適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和2年12月1日）</p> <p>令和2年12月1日をもって売店での販売を終了した。</p> <p>「収納事務の私人への委託に係る公表」の必要性について職員に認識がなかった事、また引継ぎがなされていなかったことが原因と考えられるため、職員への周知を行い、合わせて契約事務等の毎年発生する事務処理状況を課員で共有できるよう様式を作成し、共有フォルダに掲載することとした。</p>

健康福祉部

こども家庭課

文書指摘	<p>歳出事務</p> <p>委託料及び乳幼児等医療費助成金の支出事務において、支払期限を過ぎているもの（最大で約2カ月経過後）が、令和元年度に19件あった。これは、事務処理の失念や組織内でのチェック体制の不備が主な原因である。</p> <p>支払遅延は、相手方に損害を与えるだけでなく、行政への信頼性が損なわれることになる。今後は、支払遅延等の事務処理ミスが発生しないよう組織内のチェック体制を強化するとともに、速やかに事務処理を行っていただきたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和2年4月1日）</p> <p>前年度の指摘を踏まえ、支出事務に関するチェックリストを作成し、事業担当者、予算担当者及び担当係長間で管理を行っている。</p> <p>今後も引き続き、事業担当者、予算担当者及び担当係長間にて支払日の確認徹底に努める。</p>

契約に関する事務

令和元年度の業務委託契約について、財務会計規則等で定められた事務決裁手続きを経ることなく発注し、業務に着手していたものがあった。本来ならば、予算執行及び支出負担行為の事務決裁手続きを完了した後に、契約を締結し、業務に着手するものである。当該契約は、業務着手日から約 1 ヶ月遅れて、予算執行及び支出負担行為の事務決裁手続きが行われており、その後の変更契約については約 4 ヶ月遅れて、業務完了間近に予算執行及び支出負担行為の変更手続きが行われていた。

これは、当該業務委託に関連する他の業務や関係機関等との協議などが優先され、財務会計上の事務決裁手続きが後回しにされたことが主な原因である。

今後は、法令等に基づく適正な事務処理を行うよう改善を求める。

措置内容（措置日：令和 3 年 2 月 26 日）

本件につきましては、不測の事態が発生したことに対し、緊急かつ早急な対応を求められる状況ではあったが、本来経るべき事務決裁手続きを後回しにしたことにより、ともすれば、本市の契約行為に対する信頼を失墜しかねない行為であったと深く反省している。

今後は、如何なる状況であっても正式な事務決裁手続きを経るよう改善する。

指定管理者の手続に関する事務

指定管理施設である旭児童館、緑ヶ丘児童館、島浦保育所、長井保育所及びまちなか子育て交流広場（まちなかキッズホーム）について、指定管理基本協定書において指定管理者から市への提出が義務付けられている指定管理業務に関する報告書に、施設の管理業務に係る実施報告が記載されておらず、担当課も報告書の内容を検査していなかった。なお、まちなかキッズホームについては、指定管理業務に関する報告書のうち毎月提出しなければならない月次報告書が、令和元・2 年度いずれも提出されていなかった。

以上のことから結果として、指定管理業務の履行検査を適正に行っておらず、指定管理者に対する指示・指導も不十分であったと言わざるを得ない。

今後は、施設の設置管理者としての管理意識を持ち、指定管理業務の履行検査及び指定管理者に対する指示・指導を適正に行うよう改善を求める。

措置内容（措置日：令和 3 年 2 月 24 日）

電話で実績報告書を提出するよう依頼した。また、確認したところ毎月提出であることを失念していたため、その点の再確認も行った。

指定管理者に対する呼びかけが不足していたため、意識を高められていなかった。これからは今まで以上に電話などで呼びかけを行い、年度初めに契約書をしっかりと読みこみ、徹底した意識作りをしていく。また、実績報告書の様式が使いにくい可能性も考慮し、実績報告書の様式の見直しを行う。

